## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	最恵国条款の沿革
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.4 (1910. 4) ,p.407(41)- 430(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19100415-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 最惠國條款の沿

似 倉 卓 造

du droit maritime international, p.117 et p.118) 礼 兵 り。(Hautefeuille: 年 Histoire des origines, des 察す る とき は、通商航海條約 K 至 做す たり の沿 る 0) H

最愚

四〇七

---約 國 は き 2 を 3, \* S 0 る 商 補 通 定 今 ·F}--}}-2. る 7 K 手 B 可 10 ず 3 0 3 合 K 1 Z 研 · E 70. 8 71> 究 L 0 3 相 L. カ> な 手 京 大 5 3 0 万 2, 3 る 义其 利 IJ, 忿 学 ~ & 特 क्ष 以 ~  $\sim$ III. 12

其 次 1/-ず す 定 常 的 通 通 Rii 3 かぎ 0 0 1% 蓬 文 方 7 る ぞ は 0) た 歪 15 73. る 盛 は PLI -( -|||; ঠ 8 な 16 V. 以 71> 0) 嗷 七 交 -43 b 3. 約 7 加 す を Si 以 な જ 当 B 7 0 今 K 通 少、是 競 7 H 8 主 商 K

は K 數 31. 3 國 結 0 y 1 t 7 Revue III K ス 限 ~( 7 0 圣 7 現 は Š 宜 K 1 る を 自 International, ঠ カゴ 0 h 5 ば 3 16 2 n 北 0 0) 3 和 е<u>т,,</u> Tome 利 W 忿 Clause を 手 IV, No. 1. p.70 K 生 五. 均 6 K 六 de 霑 た र् 111 ຸຊ 4 nation 坞 Ž, す 是 霑 3 だ 西 K 3 22 团 及 4) を et 盟 ā suiv.)其 至 CS snld સુ 5 (J 7 7 1 0) favorisée dans る 2 7 初 惠 盲 見 V) は を 0 0 定 定 由 0 K 0 す Ş'n ( --traités des る 33 0 を 六 ૹ 刀 I 1 B 努 玄 和 0) 致

四〇十

最惠國條款の沿

+ 3 其 H S 日 同 5 亦 矛 均  $\mathcal{K}$ 0) -j. 英 得 K 'n 國 均 3 頃 75 K స్టా る K 0 3 此 與 利 る 以 \* 有 712 Ch 潜 政 盆  $\sim$ 1 10 慣 K VJ. 2 3 1 엉 爽 ૃ 限 均 至 臣 約 前 b 0 6 は 万 75 114 3 た Ś 7 ٤ る る 4 る 6 స్టా 27 K 定 亦 .2 义 75 0 0) 如 15 依 0) 0 は一都 利 1]. 3 6 1 JU 郄 在 7 牙 第 K **V**- $\sim$ 0 Vď \*\*\*\*\*\*\* \*\*\*\*\*\*\*\* \*\*\*\*\*\*\* は 4 て J. ----六 n 茍 b 闒 1 to 8 70 775

other nation whatsoever, the Swedish only excepted")-U H. T た る 觅 45 王 当 3 ટ્ટ 四 は 义 は 切 國 は 非 4. \* 第 其 定 4 gr. 』("Any nation 30 0 三十 問 他 K 3 any other Kingdom or State whatsoever") Vd. M 典、安 何 均 声 八 た 條には、 る 企 τ ("The Most 是 自 國 女 m 市 厾 間 由 二佛 そ 0 蘭 問 CK" Christian King, the States-General 四 は + K 國 述 但 E H Š は、 る 兩 四 和 0) を 關 瑞 圆 英 K ----國 7 今 六 六 會 H Tį. の気最 七 0) 0 ハ 現 みを除く気でThe Dutch 發 は 國 ン 车 る 見 惠 1 -11-Ħ. 3. 民 國 月二 諸 興 す gr 1/ (2) 3 ^ 市 ---3 0 + Ø, 若 は 均 約 3 0 જ 0 the 國 ٤ 人了("Any す。其 + H ঠ 民 United 四 九二 事 0) 以 は は K 有 7

最惠國條款の

國 V cession was conditional") 後 0 آس'("freely, 111 日 7 叉 加 === 酉 concession 次 0 K 成 約 至 Was b 0 10 亦 freely る 同 -( made, 七 0) 八 ----惠 70 9 年 國 8 allowing pg 條 有 Ł 2 月 無 款 か 三日 弘 1st the 夫 有 0) n 3. same 瑞 10 7 立 compensation if 0) TA た 約 3 る 11> 7 (L) \* 第 £ 八 る 同 沙 款 樣 る Эî. 4)-٤ •---• 國 定 京 7 £;

0 行 を 來 70 3 ٤ 少

been gratuitous, ス shall 約 次 ン and on giving, quam proxime, the been 0 云 水 ournal of ጵ 償 conditional") 中 8 7 が べ f ("gratuitously if the concession International Law, Vol. 約 " 第 ij 償 0 ---0 次 4. 5 に、之 南 ば K K せ 兩 締 圣 n 償 3 盟 same は K 國 3,No. 43. ~ (Stanley 叉 compensation 当 0 3,p.620)條 方 5 0 Hornbeck': ζ 年 favour of that other b 以 0 定 o 降 3 =+ equivalent, 矢 75 國 3 "The Most-Favored-Nation を 43 K Ħ. Vit 許 惠 H 年 す 6 in case the concestate せら 間 る 南 八 0 可 •--shall gr. 0) 米 K 及 四 72 初 年、米 have る  $\lambda b$ 开 CL" -( 利 3 中 0 1

0 年 追 に至 71 る 1 72 0 要 77. 0) る 3 也 約 \* は 加 其 數 + ---

國 款 0

る 太 autant qu'il scra 英 沒 1 M ---A 5,--A 1---A 0 約 第 1/possible, は を 8) 露 有 叉 <u>ლ</u> فيب 2 た 1:11 0 même équivalent, dans le cas ou la 0) ("gratuitement, si 九 0 43 K 款 0) な 及 業 祀 b 25 政 间 ~ 八 策 0 ラ は、多 É la concession 有  $\bigcirc$ Ħ. 及 II. 年 0 ----1 0) 義 年 7 Ħ. K 約 矛 て 囫 concession は 至 5 主 る ٠ دع 從 M (2)  $\sim$ 7 五. 存 來 été gratuite, ば 8 8 =1 年 0 固 一八三八 採 aura conditionelle") ス 0) た 第 守 用 3 惠 ¥ K す 國 牙 IJ 年 75 110 11 約 rH 七 en 4---4 1---4 月 0 歪 donna---\* und und デ 4 3 E 用 엉 際 日 0

云 0 ঠ 南 世 સ 八 亦 4} 3 0 年, K 惠 至 以 る 國 間 待 7 図 0 定 商 0 業 意 政 を 策 7 附 0 指 定 款 中 10 8 5 有 其 Ħ. 7 餘 惠 b0 # Ł

K 7 な "עלג は 3 月 ば 著 儿 7 75 -111-H 3 0) 太 Z 0 r 第 與 生 關 主 Ξ ~ は 稅 加 國 亦 间 た 定 行 K 盟 を 同 8 件 25 附 太 つ C 政 ~ 策 Ħ 41% ^ H 日 た 0 亦 5 6 る 図 主 自 0 诙 利 義 H 0 諡 單 8 色 義 0) Š 115 は 其 奉 亚 3 可 為 同 6 和 \*\*\*\*\* 717 CK" ----た 蘭 年 た 5 K 0 0 亦

悪國條款の沿革

the articles ~ 方 は、之 第 0 mentioned in the present treaty, which one of them should accord to a third power") H promises \$15° 減 國 Ŧi. は K K 之 0 つ 4 to grant 殆 2 r 8 他 す を 0 Ç the \$ \_1 方 m other K every favour, 年 過 許 ğ K 盆 約 カゴ ず。若 J ځ 至 る 爲 亦 迄 均 3 す every 7 全 K 间 8 privilege or reduction in import duties of 九 約 7 約 世 第 す』("Each 0 九 國 後 所 0 of the two high contrac-半 K 支 E 0 K 띱 兩 を 諸 \$5° K 課 ž 0 0 かぶ 12 7 國 年 主 b 商 3 事 如 カゾ ブ 0)

次 次 ž 和 白 V K 貿 耳 漢 義 約 る る は 以 自 K 國 後 曲 0 各 主 0 義 以 名 英 を b 0 0 國 易 정 主 7 0 る 相 國 太 7 \* 49. 7 支 3. 持 至 す 0----A ----A -----A 7 る E 3 7 關 國 す 及 稅 1 國 8 西 太 カゴ 撤 న్ る 牙 す は 不 0 西 及 \* 송 0 太 云 Sin Ł 業 N 女 件 75. 酸 矛 0) 4 5 策 -( 實 ع 谷 ય べ 3 何 K は 0) 條

觉 K र् 70 來 單 7 B 款 12 世 る 当 7 Ξ を 0 國 Ś 3 第 3 Ξ K 歪 1 云 を × 7 0) 可 7 主 5 條 款 to 0 0 即 を 5 次 K 是 ~ 1 て 均 た る τ 7 E 霑 7 本 英 と す 國 讓 無 1 す 3 國 償 0 活 5 K 條 無 3 は 2

-( 件 0 7 條 は 即 2, 南 且 可 5 六 叉 0 日 件 年 0) J("immediately 英 云 國 約 以 0 ঠ は 後 せ ž 除 K 1 太 and す 外 約 總 世 3 5  $\mathcal{L}$ 米 る 約 た 次 は 至 3 刀 な 3 力 大 7 る 谷 る は 皆 駁 上 次 0 理 を 無 规 惠 0 0) 爲 H 現 m

3 7 活 0 12 償 K 貿 自 最 p 易 由 惠 政 貿 萡 易 K 政 は 策 鯆 0 盛 -( 75 た 7 5 3 ず、諸 を III 7 K 約 W 70 中 7 0) ス K 七 諸 主 圆 Tî. 義 は 年 及 無 7 後 る Ē 償 條 主 B 13.

最惠國條款の沿龍

四一九

行 と、闘 は、其 稅 理 條 由 約 8 0 締 各 結 0 K 鯞 た b DV. (American 最 最 Journal of International 稅 率 制 度)及び 協 Law, 定 稅 Vol. 制 ပွာ

D K る 7 又 义 K 達 儿 を 年 K 廢 臸 7 達 棄 以 に 來 Z ન્}. 法 랓 入 但 始 6 原 7 亦 7 8 gr 3 遇 を つ 7)> å 最 15. 0 B 用 主 る (1) 其 大 K 商 8 飞 0) 7 行 業 日 您 政 ふ 人 腋 を 3. 0) V-更 U 來 EII た 0 0 0) る 定 0) 7 商 は、其 は を E 海 實 间 ,.... K 75 享 條 は

变 る 至  $\mathcal{X}$ 12 0 た H 3 0) 0 る 入 7 西 E K 歪 約 大 7 1 0 7 如 (1) Ų 7 惠 1/2 約 V. n K. 全 至 4: あ る 7 间 也 旨 國 を 0) 冤 8 0 宜 雷 ば を 1 そ 0 0) B -( ٤ K 次 を 3 あ 七 10 る て す 以 る 10 3 可 1 ٦,

惠 國 55

8 0 0 S H 3 K す \_\_\_\_\_ H 15 H 旨 0 产 K-1 定 月 H 至 7 (1) 1 0 K 約 至 0) 22 JE. 5 7 7 È 车 0) か 後 U 0) 北 0 持 Ł VJ. 3 7

0 取 結 ぐ CL" 8 7 西 加 霓 る た E Ŋ 3 0 K Ħ. Ħ. E K  $\hat{\mathcal{H}}$ 3, 4 百 心 0 A. 取 44 1 百 扱 30 方 る 水 亦 双 四 ż

四

四二三

云 云 ふ K 0 ~ は 國 待 遇 其 0) (1) ·jr る T 12 風 સ 果 西 は 班 开 事 Ł

又 Vit 年 H. 七 月 +1-119 米 --() 些 H. 惠 惠 7 0 K る 7 1 7 噩 7 0) (2) 又 = 最 南 Ħ. 及 大 11 デ 7 0) 本 ラ H  $\aleph$ 加 0 加工 旨 る K 太 3 約 又 利 H 月 ---F K

七 有 を 酮 K 0 Ė H 主 21 同 E 5 0 時 を K -( 至 る 如 る J. t 5 主 1 雪 Š 0) K 7 K Śì 金 K 6 3 主 主 八 義 來 惠 八 亦 國 南 た W 1 米 了 K 0 る Ħ. -( 141 0 ヴ 1 现 後 æ. 0) 3 は 717, 0 行

四二五

用 中 -( 頣 を 1 1 则 6 Š 今 H は K 但 H 主 米 火 0 75 西 米 秘 3 0 混 TH. 用 3 は 初 B 3 は 0 我 償 云 主 హే 義 0 गि し 0 行 條

K カ> 0) る 諸 K 7 は Ţ 吏 國 償 片 6 條 B 5 ٤ 務 大 款 0 た 11> 約 7 加工 は K 米 以 K 殆 当 土 於 τ K £ X 其 る る 大 他 0 Ц 片 K 自 漪 7 次 B 不 る 條 ž な す 其 炉 如 其 \$, 後 主 る 酉 と 義 了 ぞ 洋 ず K 0 b は H m 最 ~ 償 惠 ~( 主 Ii. K Ġ 主 洋 交 義 8 款 及 現 な は Ch" 惠 区 國 片 用 7 る 單 國 加" る 條 未 米 0 約 件: 條 年 利 款 手 開 同 0 加 (ځ

月 illi 23 南 は 1 7 目 -( 日 间 開第 七 0) 瓶 本 造 0 0 內 せ 0 క్సా を H る 仁 主 H 行 太 7. を K 2 7 直 取 固 云 ----0 云 デ 加 3 5 \*\* H 木 Ξ る X ぐ 0 通 间 7 月 3 丽 次 H 民 0) 貿 0 -叉 1. 易 國 •---石 H 0 九 條 す 加入 肾 外 兩 况 ---則 0) 款 \*\*\*\*\* 及 K 儿

网

條

四二七

四二八

低率 0 圣 課 す 可 旨 單純な る

け る 最惠國 次 3 0 Ø 回 日 斑 本 を 知 し得 <u>ر</u> ک 0 1 現 行 Ķ 少 さ、今その 7 Mi 噩 0 0 盲 É

波斯		羅羅	ボル	壓
			ネオ	
九〇三年	八五七年	二八八五五年年	一八四七年	年
通商條約	通商航海條約	酒類輸入販賣條約	通商航海條約	條約の種類
(片務單純條款(第五條)	(片務單純條款第十二條)	片務單純條款(第五條)	雙務單純條款(第二條)	最惠國條款の種類

スカット 八 Ħ. 九 0 儿 ----八 九 七 ----年 年 通 商 交條 商 艈 開 係 海 港 條 條 約

款(第十三條)

十二條

款第五十四條

[1]

款(第十

條款第二條

款(第十五

款(第三條)

條款(第二條)

て K K 0 な 0) る 7 甚 ~ 片 12 次 る 刀 0 又無償 なる 0 K 務雙 此現 ds.

見 定 は 0 文 汇 Ħ. 中 な K 仁 区 ---な 0 な つ 7 0 は 約 tc 第 3 Эî. 0 정 は 角℃)、諸 有 U 務 K 波 款 單 約 0) 可 純 第 K 7 加

## 八生の意義及び價値(其

(ルードルフオイケンの新人生觀

川合貞

D-OCS D-OCS

異 3 万 勍 は グ. 人 間 **(**) 生 活 'nΫ́ 0) 生 活 0 形

生 を 7 (1) 其 つ る 次 77, K て は Z な 1 は は 5 叉 K |111 n 疑 स 0

及び價値

四三二